外来がん薬物療法の基準・指針

外来化学療法での治療対象患者
がん患者で、担当医からがん薬物療法について説明がなされており、がん薬物療法を受けるにあたり文章で同意を示されていること。また、病名告知がなされていること。

入院による初回治療を受け、有害事象発生等の確認や対応を行ったのち、患者の意向を確認しながら、担当医が外来化学療法室での治療が可能と判断した患者とする。

原則、ＰＳ　0〜2の患者とする。

治療の選択
キャンサーボードを活用し、多職種で検討を行う。

外来化学療法室での治療
実施できる治療は、レジメン審査委員会で承認されレジメン登録されたがん薬物療法薬剤の使用に限る。
原則、一般の輸液や輸血は行わない。

外来化学療法治療の延期・中止
治療開始前の問診や診察時に、CTCAE（Common　Terminology　Criteria　for　Adverse Events）の基準にそって有害事象を評価する。有害事象がGrade2-Grade3 しくは患者の希望を尊重し、医師の指示により減量や中止、または延期となる。

急変や緊急事態などの対応
原則、24時間対応する。夜間・休日、平日の受診時間外は、救急外来で対応する。医師の診察を受けたのち、必要時は入院受け入れをする。
外来化学療法治療を継続する患者には、パンフレットを用いて、以下のことを指導する。
・38℃以上の発熱
・4〜6 回/日の水様下痢がある
・3〜5 回/日以上の嘔気・嘔吐があり、経口摂取ができない
・点滴をした部位の疼痛・腫脹がある
・その他、急激な症状（咳・ヘルペスなど)、自分で判断ができない
これらの症状出現時、異常を感じた場合は、担当医・看護師・薬剤師に連絡する。
予約受診日を待たず、早期に受診し医師の診察を受ける。
夜間・休日は、病院代表 072-858-8233 連絡後、受診していただく。

がん相談支援センター

　がんと診断を受け、さまざまな悩み・心配事・相談事・不安・説明がよく分からなかったなど、患者さんやご家族から、面接や電話で無料相談を受け付ける。

希望や状況に応じて、緩和ケアチームと連携し、対応を行う。